

落とし物をされた方へ

遺失者



遺失物にキャッシュカード、クレジットカード、携帯電話等が含まれる場合、発行元や携帯電話会社に連絡し、利用停止等の手続きを行ってください。

警察

路上で遺失した場合

見つからない場合

施設内で遺失した場合

施設に問合せ

見つからない場合



警察署、交番等で
遺失届出書の作成

○遺失届出書は、遺失者の申告事項を記載して受理するもので、遺失した事実を証明するものではありません。
○遺失届出書に記載された物件の拾得があった場合には遺失者に連絡しますが、遺失届出書に基づいて、調査や捜索を行うものではありません。

警察から
遺失者に連絡



遺失物
発見！

警察で物件を3か月保管し、遺失者を探すために公告や関係機関等への照会調査等を行います。
※傘、衣類等は、公告の日から2週間以内に遺失者が判明しない場合、売却又は処分される場合があります。

○拾得者から請求があった場合には、報労金（物件の価値の5%~20%）及び物件の保管等に要した費用を支払う必要があります。
○報労金については、警察は関与しないので拾得者と話し合ってください。

遺失物が届けられた警察署で受取（原則）

※送付による受取を希望する場合の手続きについては、取扱警察署にお尋ねください。送料は全て自己負担となります。
※代理人への返還を希望する場合、委任状と身分確認書類を代理人に持参させてください。

【落とし物をした時の確認事項】

1. 落とし物と思われる場所が、駅、デパート等の特定の施設である場合、その施設の管理者にも落とし物（遺失物）が届いていないかを確認をしてください。
2. 落とし物の中にキャッシュカードやクレジットカード、携帯電話などが含まれている場合、発行元や携帯電話会社等へ速やかに連絡をし、それぞれに利用停止等の手続きを行ってください。
3. 犬や猫が逃げた場合には、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、都道府県、政令指定都市等において動物を引き取り又は収容している可能性があるため、それぞれの窓口にもご相談ください。
4. 遺失届は、遺失したという事実を証明するものではなく、遺失者の申告（遺失日時、場所、遺失物件等）に基づき、警察署において作成するものです。
5. 遺失届に基づいて、調査や捜索を行うものではなく、遺失届に記載された物件の拾得があった場合にのみ、遺失者に連絡をします。

【遺失届に係る物件が発見された場合】

1. 警察に落とし物が届けられた場合には、届けられた警察署から連絡をします。連絡は、原則として、文書で行います。
2. 落とし物が、日本の金融機関発行のキャッシュカードやクレジットカード、日本のキャリアの携帯電話の場合には、原則として、カード類の発行元や携帯電話会社が警察からの依頼により、拾得物として警察署に届けられている旨を連絡します。
教示された警察署に事前に連絡をした上で、受付時間内に受け取りに行ってください。
3. 警察署に受け取りに行くことが困難な場合には、警察署から郵送等で送付することは可能です。ただし、郵送等にかかる送料は自己負担となります。
送付による受取を希望する場合は、事前に取扱警察署へ連絡し、必要な書類等手続きについて確認してください。送料については日本国通貨（円）での取扱いのみとなります。
4. 落とし物を拾って届け出た方（拾得者）から請求があった場合には、報労金（物件の価値の5%から20%の間）及び落とし物の保管等に要した費用を支払う必要があります。
5. 拾得者が自分の氏名及び住所を遺失者に告知することを同意している場合には、警察から遺失者に返還後、遺失者の氏名等を拾得者に告知します。報労金等の金額、支払い方法については、警察は関与しないので、拾得者と話し合ってお決めください。

【海外に居住されている方の物件が発見された場合】

1. 遺失届に係る物件が発見された場合、警察署から、連絡を取る必要があるため、連絡可能な電話番号やメールアドレス等を遺失届に記入してください。
なお、日本国内において、代理で受取や警察と連絡することが可能な人がいる場合は、その人の連絡先等も記入してください。
2. 発見された落とし物について、送付による受取を希望する場合は、事前に取扱警察署へ連絡し、必要な書類等手続きについて確認してください。送料については日本国通貨（円）での取扱いのみとなります。
代理人への返還を希望する場合は、落とし物の受取りを委任する旨を記載した委任状を作成し、返還の際に身分確認書類と共に代理人に持参させてください。

【遺失届出受理番号について】

本遺失届に関する受理番号は次のとおりです。

○年○月○日 愛媛県警○○警察署 受理番号○○○○